

仮契約に関する特約条項

第1条 発注者は、この契約が本契約として効力を生じるまでの間に、請負人が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 請負人が入札参加資格に定めた要件を満たさなくなる等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
- (2) この契約に関して、契約規則第43条の2各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、契約規則第32条第2項第2号ア又はイに掲げる者であることが判明したとき。
- (4) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (5) 正当な理由なく、この契約の解除を申し出たとき。

2 請負人が共同企業体の場合にあつては、前項の規定はその構成員が同項第1号から第3号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除する場合は、書面をもって、その旨を請負人に通知するものとする。

第2条 発注者は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、請負人と協議して、この契約を解除することができる。